

救急外来を受診される方へ

(初診時の選定療養費に関するFAQ)

初診時の選定療養費 医科 5,400円(税込) 歯科 3,240円(税込)

※診察券をお持ちでも初診となる場合があります(Q3をご参照ください)。

Q1. 休日や夜間の受診でも初診時の選定療養費がかかるのですか？

A1. 当院が緊急の受診が必要と判断した場合には、初診時の選定療養費はかかりませんが、それ以外の場合は救急医療事業として実施している救急当番日を除き、初診時の選定療養費をご負担いただきます。当院では、緊急入院や手術を必要とされる重症患者に対し、24時間体制で救急診療を行っています。ご理解・ご協力をお願いいたします。

Q2. 休日や夜間の診療は他にどこで行っていますか？

A2. 町田市医師会と各医療機関が協力して、休日および夜間診療を当番制で実施しています。受診を希望される場合は、当番医療機関を確認の上、お問い合わせください。

Q3. 以前に受診したことがあるのですが、初診になりますか？

A3. 初めて受診する場合の他、下記の場合も初診の扱いとなります。

- (1) 診療継続中以外の患者で、新たに発生した他の疾病で診察を行った場合
- (2) 患者が任意に診療を中止し、3月以上経過した場合

Q4. 初診時の選定療養費には健康保険は使えますか？

A4. 初診時の選定療養費は保険適応外となるため、自費でのご負担となります。

Q5. 選定療養費はどんな場合にも払わなければならないのですか？

A5. 紹介状を持参された場合の他、下記の場合については支払う必要はございません。

- (1) 緊急の場合（当院が緊急の受診が必要と判断した場合）
- (2) 国の公費負担医療制度の受給対象者である場合
(例) 生活保護法、感染症法等の受給対象者
- (3) 地方単独の公費負担医療制度の受給対象者である場合
※特定の障がいや特定疾病等の医療証をお持ちの方に限ります。
(乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度等はこれに該当しません)
- (4) HIV感染者である場合
- (5) その他、当院を受診することについて正当な理由があると当院が認めた場合

町田市民病院 医事課
(2018年9月)